

平成 21 年度事後評価シート（平成 20 年度に実施した施策）

施策名	6. 化学物質対策の推進	評価年月日	平成 21 年 4 月 1 日
総括部局及び総括課長名	環境保健部 企画課長 弥元 伸也		

① 施策の位置づけ

環境基本計画における位置づけ(第 2 部)			平成 20 年度版環境・循環型社会白書における位置づけ (※355 ページ以降)		
政策(章)	2 章	環境保全施策の体系	政策(章)	5 章	化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策
施策(節)	1 節	5 化学物質の環境リスクの評価・管理に係る施策			
その他関連する個別計画					

② 施策について

施策の方針	化学物質による環境リスクを評価するとともに、リスクコミュニケーションを通じて社会的な合意形成を図りながら、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。				
予算動向		H18 年度当初	H19 年度当初	H20 年度当初	＜備考＞
	金額(単位:千円)	4,518,699	3,642,042	2,517,602	
	一般会計	4,518,699	3,642,042	2,517,602	
	特別会計	-	-	-	
施策を構成する具体的手段	<p>【環境リスクの評価】</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質による人の健康及び生態系への環境リスクの体系的評価。 <p>【環境リスクの管理】</p> <ul style="list-style-type: none"> 新規化学物質の審査並びに官民の連携による既存化学物質等の安全性情報の収集及び発信。 PRTR(化学物質排出移動量届出制度)データの集計・公表及び活用。 <p>【リスクコミュニケーションの推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> リスクコミュニケーションに資する情報の整備、人材育成・活用による対話の推進や場の提供。 <p>【国際協調による取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> 化学物質についての各条約に関連する国内施策の推進、国際機関との連携及び諸外国との国際協力。 <p>【国内における毒ガス弾等対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> 昭和 48 年「旧軍毒ガス弾等の全国調査」のフォローアップ調査の結果に基づいた環境調査など、各事案に応じた施策の実施。 茨城県神栖市における汚染メカニズムの解明及び高濃度汚染対策の実施。茨城県神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者に対する健康診査の実施、医療費等の支給による治療の促進及び有機ヒ素化合物による人への健康影響に関する調査研究の推進。 				

③ 施策の方針に対する総合的な評価

【環境リスクの評価】	<p>○一般環境中での化学物質の残留実態を把握し、化管法対象物質の見直しの基礎資料など、種々の化学物質施策の策定に活用した。</p> <p>○平成 20 年度については、環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、目標の 36 物質に対し、33 物質の環境リスク等初期評価結果をとりまとめた。なお、他の 3 物質については、現在実施中の試験等のデータを得た上で評価すべきとされ、平成 20 年度のとりまとめは見送った。</p> <p>○製品中の有害化学物質モニタリングについては、5 物質を選定し、当該物質を含有する蓋然性が高い製品より約 100 検体について分析を行った。</p>
【環境リスクの管理】	<p>○化審法については、同法に基づく新規化学物質の審査及び既存化学物質の点検等を着実に実施し、ほぼ期待通りの成果を得られた。Japan チャレンジプログラムについては平成 20 年 8 月に中間評価を行い、「『化学物質の安全性情報を広く国民に発信すること』を達成する上で、全体として適切な枠組みであった」と評価された。本プログラムに基づきスポンサー登録された物質数は 95 物質であり、目標値の達成に向け、期待していた成果が十分に得られたとは言えない。スポンサー登録がない物質は引き続き公開し、事業者から申出があった場合はスポンサー登録を行うこととした。また、化学</p>

物質の安全性情報の発信基盤として、平成20年5月に化審法データベース(通称:J-CHECK)を公開した。

- 化管法については、平成21年2月にPRTRデータの第7回集計・公表を行うとともに、その結果等をホームページ上に掲載した。また、薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会 PRTR 対象物質調査会、化学物質審議会管理部会、中央環境審議会環境保健部会 PRTR 対象物質等専門委員会合同会合において化管法に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて検討を行い、平成20年7月に答申が出された。

【リスクコミュニケーションの推進】

- 化学物質ファクトシートや化学物質時事解説シートの作成等の情報の整備、化学物質アドバイザーの派遣及び追加募集による対話の推進、化学物質と環境円卓会議の開催等を着実に進め、各事業について、参加者や利用者等から高い評価を得ている。

【国際協調による取組】

- UNEP(国連環境計画)、SAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)及びOECD(経済協力開発機構)化学品プログラムにおいて、議長等の中核メンバーとして積極的に対応した。また、POPs(残留性有機汚染物質)モニタリングの推進及び東アジア POPs モニタリングワークショップの開催、第2回日中韓化学物質政策ダイアログ及び第1回・第2回GHS日中韓専門家会合を始めとした日中韓三カ国間での化学物質管理に関する情報交換の実施等の成果があった。これらの成果を総合すると、目標達成に向け、期待通りの成果が得られた。

【国内における毒ガス弾等対策】

- 茨城県神栖市の事案については、有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策を実施するため、地下水処理施設を設置し、平成21年度からの本格稼働に向けた試運転を実施した。
- 神奈川県平塚市の事案については、有機ヒ素化合物に汚染された土壌及び有機ヒ素化合物の原体と考えられる白い塊の処理が平成20年6月に完了し、期待通りの成果が得られた。
- ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験を実施するなど、神栖市においてジフェニルアルシン酸にばく露したと認められる者を対象とした、症候や病態の解明のための調査研究を進めた。また、「ジフェニルアルシン酸等のリスク評価 中間報告書」(平成20年3月公表)に関して、一般住民向けに、分かりやすい内容のパンフレットを作成し、公表・配布した。
- 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業について、見直し期限を迎えたことから、専門家による検討を踏まえ、3年間の事業延長を決定したとともに、新たに小児支援体制整備事業を開始した。
- 毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見された千葉県千葉市の事案については、発見現場周辺における物理探査等調査を実施し、地中に砲弾等が存在する可能性が否定できず、掘削確認が必要と判断される地点が190箇所確認されたとともに、掘削確認調査実施に向けた検討を行った。
- 沖縄県那覇市において、毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見されたことを受け、発見現場における緊急環境調査を実施し、毒ガス成分の不検出を確認した。



④今後の主な課題

【環境リスクの評価】

- 一般環境中の化学物質の実態調査の推進・強化及びナノ粒子の人や生物へのリスクの把握が課題。
- 環境リスク初期評価については、引き続きリスク評価手法の改善と、より様々な分野においてリスク評価結果の活用を促進していくことが課題。
- 製品中の有害化学物質モニタリングを体系的に実施することが課題。
- 環境要因(特に化学物質)が子どもの発育に与える影響を明らかにするため、疫学調査等をはじめとする小児環境保健に関する調査研究を推進していくことが課題。

【環境リスクの管理】

- WSSD(持続可能な開発に関する世界サミット)2020年目標の達成に向けて、第171回通常国会に提出した改正化審法案に基づき、既存化学物質等のスクリーニング・評価と、環境影響の懸念が高い化学物質の管理を推進することが課題。
- Japan チャレンジプログラムについては、スポンサーの協力の下、安全性情報を収集するとともに、さらにスポンサー登録数を増やすことが課題。併せて、J-CHECKについては、引き続き掲載内容の充実を図ることが課題。
- 国際潮流を踏まえた化審法・化管法の見直しの方向性を踏まえ、円滑な施行に向けた対応が必要。これらと併せて、化

学物質環境実態調査の対象物質を見直すとともに、関係各主体の連携を強化し、協同を推進していくことが課題。

【リスクコミュニケーションの推進】

- ファンリテーターや事業者の自主的な環境リスク評価等の支援を行うための人材の確保が課題。
- 化学物質と環境円卓会議については、より幅広い利害関係者の参画を促す観点からの参加者の拡大が課題。

【国際協調による取組】

- SAICMに係る国内実施計画策定及びアジア太平洋地域における主導が課題。
- 水銀規制に関する条約制定に向けた国際的議論の主導及び対応が課題。
- 関係各主体と連携し、諸外国との制度との調和も視野に入れた取組を進めることが課題。

【国内における毒ガス弾等対策】

- 神栖市における緊急措置事業について引き続き実施するとともに、医療手帳交付者のうち小児を対象とした医療・福祉等多角的観点からの支援体制整備事業の継続実施が必要。
- 神栖市の事案について、高濃度汚染対策における地下水処理施設の本格稼働を行い、地下水モニタリングの状況を踏まえながら、対策効果の検証と着実な対策の実施が必要。
- 平成15年調査によるA分類事案(寒川町、平塚市、習志野の事案)について、土地所有者の要望に対応した未実施地域における環境調査の実施。
- 千葉市の事案について、発見された砲弾以外の毒ガス弾等の存在に係る調査(物理探査検知点の掘削確認)が必要。
- ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性の解明。



⑤今後の主な取組

【環境リスクの評価】

- 一般環境中における化学物質の実態調査を推進・強化していく。また、ナノ粒子の人や生物へのリスクを調査する。
- 環境リスク初期評価については、リスク評価の精度を上げるため、シミュレーションモデルを活用したばく露評価手法等の改善を図りつつ、調査を実施していく。
- 製品中の有害化学物質モニタリングを、対象物質、対象製品について優先順位付けすること等により、体系的に実施する。
- 環境要因(特に化学物質)が子どもの発育に与える影響を明らかにするために、大規模疫学調査(コホート調査)等の小児環境保健に関する調査研究を推進する。

【環境リスクの管理】

- 化審法については、今後、改正法に基づき、既存化学物質及び審議後新規化学物質のスクリーニング、安全性情報の収集・評価について、効率的な手法の開発を進める。これは、WSSD2020年目標の達成に向けての施策としても進める。
- Japanチャレンジプログラムについては、平成20年8月に取りまとめた中間評価に基づき、改正化審法案の検討状況を踏まえつつ、今後の方針について検討する。
- 国際潮流を踏まえた化審法・化管法の見直しの方向性を踏まえ、円滑な施行に向けた対応が必要。また、化学物質環境実態調査の対象物質を見直すとともに、関係各主体の連携を強化し、協同を推進していく。

【リスクコミュニケーションの推進】

- 新たにファンリテーターや環境リスク評価等の支援を行うための人材確保を図る。
- 地方開催を含め、引き続き化学物質と環境円卓会議を開催する等、より広くリスクコミュニケーションの普及を図る。

【国際協調による取組】

- SAICMについて国内実施計画を策定し、アジア太平洋地域でのリーダーシップを発揮する。
- 廃棄物分野におけるパートナーシップのリードを務める等、水銀規制に関する条約制定に係る議論を主導する。
- 中国・韓国等諸外国との政策対話を引き続き進める。

【国内における毒ガス弾等対策】

- 神栖市における緊急措置事業(小児支援体制整備事業を含む。)を引き続き実施するほか、高濃度汚染対策を平成21年度より本格実施する。
- 神栖市及び平塚市における地下水モニタリングについて、モニタリング孔配置の見直しを行い、効果的・効率的なモニタリングの実施を図る。
- 寒川町、平塚市、習志野の事案について必要に応じ環境調査を実施する。
- 千葉市の事案について、物理探査等調査の結果確認された毒ガス弾等の存在の可能性が否定できない検知点について、掘削確認調査を実施するとともに、毒ガス弾が発見された場合に必要となる無害化処理実施に向け、技術的検討を行う。
- ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験を引き続き実施し、ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性の解明を図る。



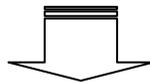
施策の方向性	①	施策の改善・見直し
	①-a	施策の重点化等
	①-b	施策の一部の廃止・完了・休止・中止
	②	取組みを引き続き推進
	③	施策の廃止・完了・休止・中止
	④	機構要求を図る
⑤	定員要求を図る	

今後の施策の方向性	予算要求等への反映	①-a
	機構・定員要求への反映	④

⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価

目標 6-1	環境リスクの評価							
	化学物質による人の健康や生態系に対する環境リスクを体系的に評価。							
環境・循環型社会白書における位置づけ	5章1節 化学物質の環境リスク評価							
関係課・室	環境安全課、化学物質審査室、環境リスク評価室							
指標の名称及び単位	①化学物質環境実態調査を行った物質数・媒体数()は行政需要としての調査目標値[物質] ②環境リスク等初期評価実施物質数[物質]							
指標年度等	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標年	目標値	
指標	①	153(301)	345(345)	379(379)	330(330)	344(344)	H20年度	344
	②	57	29	29	32	33	(※毎年度更新)	36
目標を設定した根拠等	基準年	①②H16年度		基準年の値	①153 ②57			
	根拠等	①化学物質環境実態調査推進検討会(平成17年4月22日) ①中央環境審議会環境保健部会化学物質評価専門委員会(第12回)資料(平成19年3月23日) ②環境リスク等初期評価を年30物質程度実施						
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般環境中での化学物質の残留実態を把握し、化管法対象物質の見直しの基礎資料など、種々の化学物質施策の策定に活用した。 ○平成20年度については、環境リスク初期評価のための基礎情報の収集・検討作業を推進し、目標の36物質に対し、33物質の環境リスク等初期評価結果をとりまとめた。なお、他の3物質については、現在実施中の試験等のデータを得た上で評価すべきとされ、平成20年度のとりまとめは見送った。 ○製品中の有害化学物質モニタリングについては、5物質を選定し、当該物質を含有する蓋然性が高い製品より約100検体について分析を行った。 							

<p>【必要性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一般環境中での化学物質の残留実態把握は、環境省内の化学物質関連施策担当部局においてそれぞれの施策の策定に活用するため、必要とされている。平成20年度は、目標値344物質を達成した。 ○環境リスク初期評価(多数の化学物質の中から相対的に環境リスクが高そうな物質をスクリーニングするための初期評価)は、その結果が環境省内関係部署における規制導入などの行政施策に活用されることから、今後もリスク評価手法を改善しつつ初期評価を着実に実施する必要がある。 ○環境リスク初期評価の結果を、国民に対してわかりやすい形で提示する必要がある。 ○生態系の保全の観点からは、生態リスク評価の対象生物を拡大する。 ○経済・産業活動のグローバル化に伴い、製品に含まれる形で有害化学物質が我が国へ流入することへの懸念が増大しており、製品中の有害化学物質の含有実態を明らかにする必要がある。 <p>【有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○化学物質環境実態調査結果は、調査を要望した環境省内化学物質関連施策担当部局において、「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」(化管法)見直しの基礎資料など、種々の施策の策定に活用されている。 ○環境リスク初期評価の成果は環境リスク管理に向けた重要な科学的知見として、環境基準の検討や更なる評価の計画などに活用されている。 ○製品中の有害化学物質等の含有実態を明らかにし、必要に応じ規制的手法や製造等事業者の自主的取組による対応を講じることにより、国民の「安心」意識の醸成に資する。 <p>【効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○環境省内化学物質関連施策担当部局から調査の要望があった物質について、行政需要に適切に対応するとともに、効率的・効果的に調査を実施するため、化学物質評価専門委員会において、専門的な観点から検討を行った上で、調査対象物質を決定し、調査を行っている。 ○環境リスク初期評価は、規制導入などの行政施策の前段階としてのスクリーニング評価として、既存のデータを中心に活用して効率的に実施している。 ○製品モニタリングの対象物質・製品は、製品中の有害化学物質に関する国内外の状況等を調査した上で、専門家の意見を踏まえて優先的に取り組むべきものを選定している。
--



<p><今後の展開></p> <ul style="list-style-type: none"> ○化学物質の環境中での残留実態を把握し、環境汚染の早期発見及び対策の立案・評価等に活用することを目的として、関係各課からの調査要望のあった物質について、一般環境中の化学物質環境実態の調査を推進・強化する。 ○環境リスク初期評価については、必要なデータのばく露、毒性等データの充実等、リスク評価の精度を上げるため、ばく露評価手法等の改善を図りつつ、調査を実施する。 ○製品中の有害化学物質モニタリングを体系的に実施する。

目標 6-2	<p>環境リスクの管理</p> <p>化審法に基づく、新規化学物質の審査及び既存化学物質等の安全性点検を計画的に進めるとともに、化管法に基づき、PRTR データを円滑に集計・公表し、活用することにより、環境リスクを管理し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。</p>
環境・循環型社会白書における位置づけ	5章2節 化学物質の環境リスクの管理
関係課・室	環境安全課、化学物質審査室、環境リスク評価室
指標の名称及び単位	<ul style="list-style-type: none"> ①既存化学物質及び既審査新規科学物質について、生態毒性試験を実施する数(累計)[物質] ②PRTR 対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量[ト] ③(間接) Japan チャレンジプログラムによりスポンサー登録が行われる物質数(累計)[物質] ④(間接) 個別事業所における PRTR データの開示件数[件]

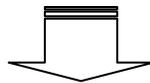
		⑤(間接)ダイオキシン類についての1人当たり一日摂取量[Pg-TEQ/kg/日]						
		⑥(参考)PRTR データ市民ガイドブックの作成及び普及[回]						
		⑦(参考)PRTR データの集計等及び公表[回]						
指標年度等	H16 年度	H17 年度	H18 年度	H19 年度	H20 年度	目標年	目標値	
指標	①	38	63	85	109	134	H20 年度	130
	②	39,561	39,456	35,792	35,037		-	-
	③	-	75	77	81	95	H20 年度	約 160
	④	427	307	243	230	149	-	-
	⑤	1.43	1.22	1.06	-	-	-	4
	⑥	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回	各年度	毎年度 1 回
	⑦	第 3 回	第 4 回	第 5 回	第 6 回	第 7 回		
目標を設定した根拠等		基準年	①H16 年度 ③H17 年度 ⑥、⑦H14 年度		基準年の値	① 38 ② 75		
		根拠等	①化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議(第 156 回国会) ③官民連携既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(Japan チャレンジプログラム) ⑥、⑦PRTR データの届出・集計・公表は毎年度 1 回行われる法律事項。また、市民ガイドブックはこれに基づき作成することから、毎年 1 回作成・公表することとなる。					
評価・分析	【達成の状況】							
	<p>○化審法については、同法に基づく新規化学物質の審査及び既存科学物質の点検等を着実に実施し、ほぼ期待通りの成果を得られた。Japan チャレンジプログラムについては平成 20 年 8 月に中間評価を行い、『化学物質の安全性情報を広く国民に発信すること』を達成する上で、全体として適切な枠組みであった」と評価された。本プログラムに基づきスポンサー登録された物質数は 95 物質であり、目標値の達成に向け、期待していた成果が十分に得られたとは言えない。スポンサー登録がない物質は引き続き公開し、事業者から申出があった場合はスポンサー登録を行うこととした。また、化学物質の安全性情報の発信基盤として、平成 20 年 5 月に化審法データベース(通称:J-CHECK)を公開した。なお、これまで既存化学物質点検等の取組を進めたにも関わらず、既存化学物質約 2 万物質のうち点検済の物質が極めて少ないことに鑑み、平成 20 年 12 月の中央環境審議会による答申「今後の化学物質環境対策の在り方について」を踏まえた同法の改正案を平成 21 年 2 月に閣議決定し、第 171 回通常国会に提出した。</p> <p>○化管法については、平成 21 年 2 月に PRTR データの第 7 回集計・公表を行うとともに、その結果等をホームページ上に掲載しました。また、薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会 PRTR 対象物質調査会、化学物質審議会管理部会、中央環境審議会環境保健部会 PRTR 対象物質等専門委員会合同会合において化管法に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて検討を行い、平成 20 年 7 月の答申を踏まえ、同年 11 月に同法施行令の改正を行った。</p> <p>○ダイオキシン類の一日摂取量は耐容一日摂取量 4Pg-TEQ/kg/日を下回っており、目標を達成した。</p>							
【必要性】								
<p>○化学物質には何らかの有害性を示すものも少なくなく、その取扱いや管理の方法によっては人の健康や環境に悪影響をもたらす可能性があることから、化学物質の適切な審査及び規制を行う必要がある。また、既存化学物質については、平成 15 年の化審法改正時の附帯決議に鑑み、産業界と国が連携し、安全性情報の収集を加速し、広く国民に情報発信を行う必要がある。</p> <p>○事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止するため、化管法に基づき PRTR 制度の円滑な運用並びに PRTR データの精度向上及び活用が必要である。</p> <p>○ダイオキシン法に基づき、国は、各種基準の設定、特定施設の設定、削減計画の策定など基本的かつ総合的な施策の策定・実施及び各種調査研究・技術開発の推進を行い、自治体は常時監視などを行うことでダイオキシン類による環境の汚染の防止、除去等を図る必要がある。</p>								
【有効性】								
<p>○平成 16 年 4 月に施行された改正化審法に基づく各種施策の実施により、化学物質の動植物へのリスクの低減が期待されるとともに、環境中への放出可能性を考慮した一層効果的かつ効率的な措置等が講じられている。既存化学物質等の生態毒性試験については、平成 20 年度までの 5 年間で 130 物資という目標の下、134 物質について安全性の点検を行った。また、平成 17 年 6 月に開始した「官民連携</p>								

既存化学物質安全性情報収集・発信プログラム(通称:Japanチャレンジプログラム)に基づきスポンサー登録が行われ、事業者による安全性情報の収集等の取組が進展している。平成20年8月にとりまとめた中間報告では、本プログラムは全体として適切な枠組みであったと評価されたものの、平成20年度末までのスポンサー登録数は、95物質であった。

- 平成21年2月にPRTRデータの第7回の集計等及び公表を行うとともに、その結果等を容易にかつ分かりやすく活用できるよう、環境省のホームページ上に表やグラフを用いてデータを掲載し、また、「PRTRデータを読み解くための市民ガイドブック」を作成し、その普及を図った。
- 平成18年度のダイオキシン類の一日摂取量1.06Pg-TEQ/kg/日は耐容一日摂取量を下回っており、総じて、ダイオキシン類対策は有効であったと考えられ、目標の達成はおおむね良好である。

【効率性】

- 化審法に基づく施策のうち、新規化学物質については、法に基づき製造・輸入事業者により毒性試験等が行われ、その結果を用いて審査を行っている。他方、既存化学物質については、化審法共管3省(経済産業省・厚生労働省・環境省)で分担して安全性点検を行い、効率化を図ってきたところであるが、さらに、平成17年6月からはJapanチャレンジプログラムによる産業界との連携も図られている。平成20年8月にとりまとめた中間評価では、Japanチャレンジプログラムは全体として適切な枠組みであったと評価されたものの、平成20年度末時点のスポンサー未登録物質が依然として31物質あること理由としては、スポンサー未登録物質には、事業撤退や大幅な生産量低減によりすでに高生産量でない物質、食品添加物等他法令で規制されている物質等が含まれていること、及び自主的取組のインセンティブが働かないこと等が挙げられる。平成20年5月からは化審法データベース(通称:J-CHECK)を通じた、化学物質の安全性情報の一元的な発信を開始した。さらに、平成21年2月閣議決定の化審法改正案では、既存化学物質も含めたすべての化学物質を対象とした包括的な管理体制の構築が図られる見込みである。
- PRTR制度に基づく取組については、約4万1千事業所からの届出データ等関連する膨大なデータを、外部請負等を活用し、外部の専門家からなる検討の場も最大限活用しながら、共管省庁と緊密な連携を図りつつ効率的に集計・公表した。
- ダイオキシン類の一日摂取量の算出に当たっては、厚生労働省、環境省で実施している各種調査の結果を使用して推計しており、既存のデータを使用することから効率的である。

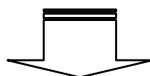


<今後の展開>

- 化審法については、今後、改正法案の検討状況を踏まえつつ、既存化学物質及び審議後新規化学物質のスクリーニング、安全性情報の収集・評価について、効率的な手法の開発を進めるとともに、環境影響の懸念が高い化学物質の管理を推進する。Japanチャレンジプログラムについては、平成20年8月にとりまとめた中間評価に基づき、改正化審法案の検討状況を踏まえつつ、今後の方針について検討する。
- PRTR制度については、薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会 PRTR対象化学物質調査会、化学物質審議会管理部会、中央環境審議会環境保健部会 PRTR対象物質等専門委員会の合同会合において化管法に基づく第一種指定化学物質及び第二種指定化学物質の指定の見直しについて検討を行い、平成20年7月の答申を踏まえ、同年11月に同法施行令の改正を行ったため、その円滑な施行に努めていく予定である。またPRTRデータの有効活用を図るため、データを地図上に表示するなどの活用策を検討する。
- ダイオキシン類の一日摂取量を引き続き算出し、今後とも耐容一日摂取量を超えないことを確認する。

目標 6-3	リスクコミュニケーションの推進
	リスクコミュニケーションに資する情報の整備、対話の推進及び場の提供を図ることを通じて、化学物質に関するリスクコミュニケーションを推進し、市民、産業、行政等のすべての利害関係者における化学物質の環境リスクに係る正確で分かりやすい情報の共有と信頼関係の構築に努める。
環境・循環型社会白書における位置づけ	5章4節 化学物質に関するリスクコミュニケーション
関係課・室	環境安全課

指標の名称及び単位		①(間接)化学物質ファクトシートの作成(物質)等(累計)[物質] ②(間接)化学物質と環境円卓会議開催回数[回]						
指標年度等		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	目標年	目標値
指標	①	109(※)	159(※)	209(※)	259(※)	309(※)	H21年度	354
	②	4	4	3	1	2	—	定期的開催
目標を設定した根拠等		基準年	—		基準年の値	—		
		根拠等	①特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(※)作成済物質の情報更新					
評価・分析		【達成の状況】						
		○化学物質ファクトシートや化学物質時事解説シートの作成等の情報の整備、化学物質アドバイザーの派遣による対話の推進、化学物質と環境円卓会議の開催等を着実に進め、各事業について、参加者や利用者等から様々な化学物質施策の理解の促進が図られたと高い評価を得、目標達成に向け進展があった。						
		【必要性】						
		○現代社会においては、化学物質による環境汚染問題に対する国民の関心や不安が生じており、また、行政、事業者及び国民の環境リスクに対する理解の相違等に起因する問題もしばしば生じていることから、化学物質に対する不安の解消、社会全体による環境リスク削減の取組を進めるため、						
		<ul style="list-style-type: none"> ・分かりやすい資料の作成・提供等の「情報」の整備 ・「対話の推進」に資する人材育成等 ・市民、行政、産業等が情報の共有と相互理解を深める「場の提供」 を通じて、リスクコミュニケーションを推進する必要がある。						
【有効性】								
○化学物質ファクトシートについては、化学物質の物性、毒性、用途、PRTR 排出量、規制等について簡潔にまとめられ、かつ、環境省及び専門家の確認を得た信頼性、客観性の高い情報として、事業者・一般市民・地方公共団体等幅広い者に利用され、高い評価を得ている。								
○円卓会議については、ダイオキシンや身近な化学物質に係る取組を議題を取りあげ、60～100名程度の参加者(傍聴者)がおり、アンケート等では市民・産業・行政が自由な立場で意見交換をする場として高い評価を得ている。また、平成17年度からは地方開催を行い、より多くの国民への参加の機会の提供を進めている。								
○この他、市民が身近なところから排出される化学物質や化学物質の環境リスクについて考えるきっかけを提供するため Web 上で化学物質の環境リスク等について親しみを持って学習できる「かんたん化学物質ガイド」E-ラーニング版の公表、化学物質の環境リスクについて中立的かつ客観的な情報提供を行う化学物質アドバイザーの講習・登録・派遣を試行的に行うパイロット事業等を実施し、利用者から高い評価を得ている。化学物質アドバイザーについては、平成20年度はその追加募集を行い、21名を追加した。								
○化学物質ファクトシート等の成果物や円卓会議等の成果・記録は、ホームページや記事に掲載され、広く利用に供されている。								
【効率性】								
○化学物質の内分泌かく乱に関する国際シンポジウム等の開催、PRTR や化学物質環境実態調査等に係るHPや一般向け解説資料の作成等、個別課題に関するリスクコミュニケーションを実施しており、参加者・利用者の声を反映しつつ効率的に運用を図っている。								

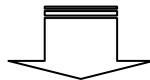


<今後の展開>

- 化学物質ファクトシートの作成、化学物質アドバイザーの派遣については、幅広い利用者から高い評価を受けており、引き続き着実に整備・実施を行う。
- ファンリテーターや環境リスク評価等の支援を行うための人材の確保を進め、事業者の自主的な環境リスク評価及び化学物質管理、円滑なリスクコミュニケーションの促進を行う。
- 市民の関心の高い化学物質の環境リスクの解説等を行う化学物質環境リスク時事解説書の作成や、E-ラーニングシステムを活用した化学物質学習ネットワークの構築を実施することにより、国民一般へのより一層の理解を促進する。
- 円卓会議についてはより多くの国民に参加の機会を提供することが課題であり、地方開催を行っていく。
- 上記の他、成果物の普及に係る広報等により、広くリスクコミュニケーションの普及を図る。

<p>目標 6-4</p>	<p>国際協調による取組 化学物質関係の各条約（POPs 条約、PIC 条約）に関連する国内施策を推進するとともに、OECD、UNEP 等の国際機関との連携及び諸外国との国際協力を図り、化学物質による地球規模の環境汚染を防止する。</p>
<p>環境・循環型社会白書における位置づけ</p>	<p>5 章 5 節 国際動向と日本の取組</p>
<p>関係課・室</p>	<p>環境安全課、化学物質審査室</p>
<p>評価・分析</p>	<p>【達成の状況】 ○UNEP、SAICM 及び OECD 化学品プログラムにおいて、議長等の中核メンバーとして積極的に対応した。また、POPs モニタリングの推進及び東アジア POPs モニタリングワークショップの開催、第2 回日中韓化学物質政策ダイアログ及び第1回・第2 回日中韓 GHS 専門家会合を始めとした日中韓三カ国間での化学物質管理に関する情報交換の実施等の成果があった。前述したこれらの成果を総合すると、目標達成に向け、期待どおりの成果が得られた。</p> <p>【必要性】 ○化学物質については、地球規模での取組として国際化学物質管理戦略(SAICM)があり、各国国内における実施及び途上国における実施支援が求められている。また、北東アジア、北米といった地域規模での取組も重要であり、政策協調が必要とされている。このような状況の中、我が国としては、国際的なプロジェクトに対し、積極的に貢献していく必要がある。 ○残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs条約)に対しては、新規 POPs物質の登録や条約の有効性の評価等に係る国際的な議論に、我が国として参加・貢献する必要がある。 ○国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約(PIC 条約)に対しては、新規対象物質の追加等への対応を行う必要がある。 ○化学品の分類及び表示に関する世界調和システム(GHS)に対しては、その本格実施を図るための検討を進めるとともに、化学品の分類及び表示の国際的な調和に貢献する必要がある。特に化学品の貿易量の多い日中韓三カ国においては、GHS 分類の結果等について比較・検討し、円滑な GHS 導入を促進する必要がある。 ○国際化学物質管理戦略(SAICM)に対しては、SAICM 国内実施計画の策定及びアジア・太平洋地域における SAICM の実施等を主導する必要がある。 ○OECD 関係会合に対しては、化学品の試験評価方法の国際調和、試験評価作業の国際的分担、化学品の評価・管理に関する意志決定ツールの提供などが進められており、我が国としてもこれらの活動に貢献する必要がある。 ○平成 18 年 12 月に開催された第 8 回日中韓三カ国環境大臣会合(TEMM)において、化学物質管理に関する三カ国間の情報交換を進めることが合意されており、これを着実に進めるための政策対話の機会を設けるとともに、北東アジア地域における適正な化学物質管理の推進、三カ国間の制度調和も視野に入れた更なる連携方策を検討することが必要。</p>

	<p>【有効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○化学物質の適正な管理においては、有害性等の評価基準を国際的に整合させること、安全性の点検作業を国際的に分担すること、地球規模での汚染が問題となる物質に各国協力して対処すること等の側面から、国際協調の下で対策を進めることが極めて有効である。こうした面からの取組の現状は以下のとおり。 ○POPs 条約については、POPs 検討委員会に提案された7物質の条約対象物質への追加についての検討を行った。また、従来からの国内、東アジア地域における POPs モニタリングを継続するとともに、東アジア地域における POPs モニタリングの協力体制を構築していくための国際ワークショップを開催するなどして、条約の有効性評価に関する国際的な議論に対しても積極的な貢献を行っている。 ○PIC 条約については、締結(平成 16 年 6 月)後、有害化学物質の国際取引について、適正な管理・運用が行われている。 ○SAICM については、国際的には、アジア・太平洋地域のフォーカルポイントを務め、地域会合等にも出席するなど、SAICM の実施に係る議論に積極的に貢献した。国内においては、国内セミナーを開催し、関係者との国内実施計画に関する意見交換等を行った。 ○OECD については、化学品合同会合をはじめ、各種化学物質関係会合に参加し、我が国の化学物質管理制度の紹介や意見交換を通じて、化学物質管理における国際連携を強化した。 ○日中韓三カ国の情報交換については、第 2 回日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアログを開催した。また、第1回・第2回日中韓三カ国 GHS 専門家会合を開催し、三カ国間における GHS 分類の違いの原因等について検討した。 <p>【効率性】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○POPs 条約・PIC 条約・GHS(化学品の分類および表示に関する世界調和システム)・OECD・日中韓情報交換等について、関係各省と調整しつつ、作業を分担して効率的に対応した。
--	--



<今後の展開>	
<ul style="list-style-type: none"> ○策定が必要な SAICM 国内実施計画について、その策定を進める。また、途上国における SAICM 実施に係る支援等を行い、アジア太平洋地域における SAICM 実施についてリーダーシップを発揮する。 ○我が国からの POPs 条約対象物質追加の提案等 POPs 条約の対象物質追加への積極的対応や POPs 条約対象物質の追加に伴う国内実施計画の見直しを行う。 ○GHS の普及のため、化学品に関する表示や情報伝達のしくみの整備等、関連する国内の取組を強化する。 ○PIC 条約、OECD 等についても、引き続き、条約対象物質の追加やテストガイドラインの新規検討等、必要な検討及び対応を行う。 ○日中韓の情報交換については、平成 21 年度に第3回 GHS 日中韓専門家会合及び第3回化学物質政策ダイアログを開催する。 	

目標 6-5	国内における毒ガス弾等対策
	平成 15 年の閣議決定等に基づき、国内における毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。
環境・循環型社会白書における位置づけ	5 章 6 節 国内における毒ガス弾等に係る対策
関係課・室	環境リスク評価室
評価・分析	<p>【達成の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○茨城県神栖市の事案については、有機ヒ素化合物の汚染源周辺地域における高濃度汚染対策を実施するため、地下水処理施設を設置し、平成 21 年度からの本格稼働に向けた試運転を実施した。 ○神奈川県平塚市の事案については、有機ヒ素化合物に汚染された土壌及び有機ヒ素化合物の原体と考えられる白い塊の処理が平成 20 年6月に完了し、期待通りの成果が得られた。

評価・分析

- ラットを用いたジフェニルアルシリン酸等の長期毒性試験を実施するなど、神栖市においてジフェニルアルシリン酸にばく露したと認められる者を対象とした、症候や病態の解明のための調査研究を進めた。また、「ジフェニルアルシリン酸等のリスク評価 中間報告書」(平成20年3月公表)に関して、一般住民向けに、分かりやすい内容のパンフレットを公表・配布した。
- 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業について、見直し期限を迎えたことから、専門家による検討を踏まえ、3年間の事業延長を決定したとともに、新たに小児支援体制整備事業を開始した。
- 毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見された千葉県千葉市の事案については、発見現場周辺における物理探査等調査を実施し、地中に砲弾等が存在する可能性が否定できず、掘削確認が必要と判断される地点が計190箇所確認されたとともに、掘削確認調査実施に向けた検討を行った。
- 沖縄県那覇市において、毒ガス弾の可能性のある砲弾が発見されたことを受け、発見現場における緊急環境調査を実施し、毒ガス成分の不検出を確認した。

【必要性】

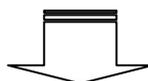
- 茨城県神栖市の事案については、平成15年3月に飲用井戸水から高濃度のヒ素が検出されたことから、神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置を行うとともに、依然として高濃度の有機ヒ素化合物が検出されている汚染源周辺地域について、汚染範囲の拡大及び健康被害の未然防止の観点から高濃度汚染対策を実施する必要性がある。
- 茨城県神栖市において、有機ヒ素化合物に起因すると考えられる健康影響が確認されていることから、地域住民の健康影響と健康不安への対応として、症候や病態の解明のための調査研究を進める必要がある。また、緊急措置事業における医療手帳交付者のうち、15歳以下の者に対して、医療・発達・教育・福祉等の多角的な観点から、一人一人の成長過程に応じた支援を整備する必要がある。
- 千葉県千葉市の事案について、被害の未然防止の観点から、発見された砲弾以外の毒ガス弾等の存在に係る調査(物理探査検知点の掘削確認)を実施する必要がある。

【有効性】

- 平成15年に実施したフォローアップ調査で、情報の確実性、地域の特定性という点から、事案をA～Dの4つに分類し、各事案に応じた施策を講じている。A事案については、裸地以外の舗装等がなされている土地について、土地改変時に安全を確保するための注意事項を示した安全マニュアル(土地改変指針)を策定しており、この指針に基づき毒ガス弾等による被害の未然防止のための環境調査を実施した。
- 神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業については、神栖市においてジフェニルアルシリン酸にばく露したと認められる者に対して、健康診査を行うとともに、医療費等を支給することにより、治療を促進した。
- 健康に関する調査研究では、「DPAA等のリスク評価 中間報告書」を分かりやすく解説したパンフレットを作成・配布し、地域住民の健康影響と健康不安への対応として一定の成果が得られた。
- 毒ガス情報センターでは、毒ガス弾等に関する情報を受け付けるとともに、ホームページやパンフレット等を通じて、毒ガス弾等に係る情報を発信し、毒ガス弾等による被災の未然防止に資した。

【効率性】

- 関係省庁及び都道府県等の協力を得ながら、政府が一体となって内外の知見を最大限に活用している。
- 調査計画の立案にあたっては、外部の有識者を含め、専門家の知見を最大限に活用している。
- 調査にあたっては民間事業者を活用するとともに、業者選定にあたっては、極力競争入札を行っている。
- 緊急措置事業の実施にあたっては、茨城県、筑波大学、国立環境研究所等の協力を得るとともに、専門家の知見を最大限に活用している。



<今後の展開>

- 神栖市における緊急措置事業(小児支援体制整備事業を含む。)を引き続き実施するほか、高濃度汚染対策を平成21年度より本格実施する。
- 神栖市及び平塚市における地下水モニタリングについて、モニタリング孔配置の見直しを行い、効果的・効率的なモニタリングの実施を図る。
- 寒川町、平塚市、習志野の事案について、必要に応じ環境調査を実施する。
- 千葉市の事案について、物理探査等調査の結果確認された毒ガス弾等の存在の可能性が否定できない検知点について、掘削確認調査を実施するとともに、毒ガス弾が発見された場合に必要となる無害化処理実施に向け、技術的検討を行う。
- ラットを用いたジフェニルアルシン酸等の長期毒性試験を引き続き実施し、ジフェニルアルシン酸等の慢性毒性の解明を図る。

⑦予算事項(事務事業)について

当該施策に関する主な法律・税制等				
ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)				
特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86号)				
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)				
目標番号	関連する予算事項名及びその予算額(千円)	H20当初	H21当初	H22反映
6-1	①化学物質複合影響評価等調査費	35,254	21,353	→
	②化学物質リスクアセスメント基礎調査	19,587	0	-
	③化学物質の環境リスク基礎情報検討調査費	209,318	37,455	→
	④小児等の脆弱性を考慮したリスク評価検討調査	146,221	192,757	↑
	⑤POPs条約総合推進費	233,031	47,370	→
	⑥化学物質対策推進共通経費	57,415	56,079	↑
	⑦POPs監視事業費	0	148,160	↑
	⑧化学物質複数媒体評価等事業費	-	7,750	↑
	⑨化学物質所期リスク評価・手法開発事業費	0	114,051	→
	*環境ナノ粒子環境影響調査	-	-	-
	*化学物質の内分泌かく乱作用に関するリスク評価・試験法開発及び国際協力推進経費	-	-	-
	*化学物質の内分泌かく乱作用等についてのリスク管理のための社会システム構築事業	-	-	-
	*化学物質環境安全性総点検調査等調査研究費	-	-	-
6-2	①ダイオキシン類総合調査費	112,026	102,057	→
	②化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費	437,105	433,210	↑
	③化学事故総合対策検討調査	19,890	9,202	×
	④PRTR制度運用・データ活用事業	212,272	204,381	→
6-3	①化学物質環境安全社会推進費	72,479	72,547	→
6-4	①経済協力開発機構分担金	14,475	11,264	→
	②POPs条約拠出金	19,461	17,841	→
	③化学物質国際協力費	39,786	-	-
	④化学物質国際対応事業費	-	37,083	↑
	*国際的観点からの有害金属対策戦略策定基礎調査	-	-	-
6-5	①茨城県神栖市における有機ヒ素化合物による環境汚染及び健康被害に係る緊急措置事業費	112,046	110,328	→
	②健康に関する調査研究	300,001	242,312	→
	③環境調査等業務	436,697	496,101	→
	④毒ガス情報センターによる情報収集と精査及び広報活動	37,966	37,953	→
	⑤神栖市におけるヒ素による健康被害等責任裁定申請事件事務費	2,572	2,572	→

(注)「*」の事業については、平成20年度から、予算書上では「環境問題に対する調査・研究・技術開発に必要な経費」に計上。

⑧終期を迎えた予算事項についての検証

予算事項 番号	終期を迎えた理由	今後の対応策
6-2-③	一定の成果が得られたため	

⑨特記事項

<p><政府重要政策としての該当></p> <p><当該施策に関係する府省庁></p> <p><昨年度評価書からの変更点></p>

⑩各目標に設定された指標について

目標番号 及び指標名	指標の解説
6-1-①	化学物質環境実態調査を行った物質数・媒体数
6-1-②	環境リスク等初期評価実施物質数
6-2-①	既存化学物質及び既審査新規化学物質について、生態毒性試験を実施する数(累計)
6-2-②	PRTR 対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量
6-2-③	(間接)Japan チャレンジプログラムによりスポンサー登録が行われる物質数
6-2-④	(間接)個別事業所における PRTR データの開示件数
6-2-⑤	(間接)ダイオキシン類についての1人当たり一日摂取量
6-2-⑥	(参考)PRTR データ市民ガイドブックの作成及び普及
6-2-⑦	(参考)PRTR データの集計等及び公表
6-3-①	(間接)化学物質ファクトシートの作成(物質)等(累計)
6-3-②	(間接)化学物質と環境円卓会議開催回数
指標の解説	<p>6-1-①:化学物質環境実態調査を行った物質数・媒体数</p> <p>6-1-②:環境リスク等初期評価を実施した物質数</p> <p>6-2-①:既存化学物質及び既審査新規化学物質のうち、第三種監視化学物質として指定する必要がある物質を特定するために生態毒性試験を実施する数</p> <p>6-2-②:PRTR 対象物質のうち、環境基準・指針値が設定されている物質等の環境への排出量</p> <p>6-2-③:Japan チャレンジプログラムにおいて、企業が自主的に既存化学物質の安全性情報を収集し、報告書を取りまとめる「スポンサー登録」が行われる物質数</p> <p>6-2-④:化学物質排出把握管理促進法に基づき、個別事業所データの開示を行う。</p> <p>6-2-⑤:ダイオキシン類についての1人当たり一日摂取量</p> <p>6-2-⑥:PRTR データを市民の方が読み解くための市民ガイドブックを作成し、普及することによりデータの有効利用を図る。</p> <p>6-2-⑦:化学物質排出把握管理促進法に基づき、PRTR データを集計等し、公表する。</p> <p>6-3-①:新規ファクトシート作成対象物質数及び既存シート更新対象物質数</p> <p>6-3-②:化学物質と環境円卓会議の年間開催回数</p>
評価に用いた資料等	



指標に影響を及ぼす外部要因	
---------------	--